

事業者向け

発行：森町産業課

(令和3年9月17日現在)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業者のみなさまへの支援制度

事業者への支援内容をまとめました。詳しい内容については、相談窓口へお問合せください。
※最新の情報は町ホームページをご確認ください
<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>

お困りごと	制度内容	問い合わせ先
従業員に休業してもらう	雇用調整助成金 【対象】労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った事業者 【支援内容】休業手当等の一部を助成。対象となる休業期間(R2.4.1～R3.11.30)の助成率 ・判定基礎期間の初日が令和3年4月まで 中小企業 4/5、大企業 2/3、解雇等を行わないときは中小企業 10/10、大企業 3/4 ・判定基礎期間の初日が令和3年5月以降 中小企業 4/5、大企業 2/3、解雇等を行わないときは中小企業 9/10、大企業 3/4 ※売上高の減少率や緊急事態宣言の実施区域に関しては別途、特例あり	静岡県労働局 TEL 054-653-6116 ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181
子どもの世話で休業	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)新型コロナウイルス感染症対応特例 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者が特別な休暇を取得できる取組を行う事業主を支援 【支援内容】1人あたり5万円、1事業主につき10人まで(上限50万円)	静岡労働局 雇用環境・均等部(室) TEL 054-254-6320
コロナの疑いで仕事を休む	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 【支援内容】被用者が新型コロナウイルス感染症の感染や疑いにより、療養や自宅待機のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給	加入している健康保険組合
休業要請	協力金 【対象】対象区域内の飲食店及び施設で要請に応じた事業者に対して、事業規模に応じた金額を支給 【対象期間】まん延防止等重点措置 R3.8.18～R3.8.19 緊急事態措置 R3.8.20～R3.9.30 【申請期間】まん延防止等重点措置 R3.9.1～R3.9.30 (R3.8.18～R3.8.19のまん延防止等重点措置分) 緊急事態措置 R3.9.13～R3.10.12 (R3.8.20～R3.9.12の緊急事態措置分) R3.10.1～R3.10.31 (R3.9.13～R3.9.30の緊急事態措置分) ※大規模集客施設に関しては、別途要件あり 月次支援金 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金<国支援事業> 【対象】対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店又は個人顧客と直接・間接の取引があることによる影響を受け、R3年の月間売上が、前年又は前々年同期比で50%以上減少した事業者 【支援内容】中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 【申請期間】7月分：R3.8.1～R3.9.30 8月分：R3.9.1～R3.10.31 9月分：R3.10.1～R3.11.30 応援金 中小企業等応援金(一般枠・酒類事業者枠)<県支援事業> 【対象】「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」適用の影響を受け、R3年8月・9月の売上高が前年又は前々年同期比で30%以上50%未満減少した県内の中小法人・個人事業者 ※酒類事業者に関しては、別途要件あり 【支援内容】売上減少額又は給付上限額のいずれか低い方 中小法人 上限10万円 個人事業者 上限5万円 【申請期間】8月上分 郵送受付 R3.9.15～R3.12.28 オンライン受付 R3.9.28～R3.12.28 9月上分 郵送受付・オンライン受付 R3.10.1～R3.12.28	静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL:050-5211-6111 月次支援金事務局 TEL:0120-211-240 応援金問合せ窓口 TEL:0120-880-380
休業手当を受けられない	給付金 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【対象】R2.4.1～R3.11.30の間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方 【支援内容】休業前賃金の80%(日額上限…11,000円)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276
生活費が必要	貸付 生活福祉資金貸付制度 【対象】新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方 【支援内容】主に休業した方(緊急小口資金) 学校等の休業、個人事業主の特例…20万円 その他の場合…10万円 主に失業した方(総合支援資金) 単身…15万円×3か月 2人以上…20万円×3か月	森町社会福祉協議会 TEL 0538-85-5769
上下水道料金支払い猶予	猶予 水道料金・下水道使用料の支払い猶予 【対象】新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少し一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった個人・事業主	森町上下水道課 上下水道料金について TEL 0538-85-6326 下水道使用料について TEL 0538-85-6327
融資を受けたい	融資 日本政策金融公庫と商工中金による新型コロナウイルス感染症特別貸付＋特別利子補給制度 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近1か月の売上高が前年または前々年の同期5%以上減少した方など 【支援内容】運転資金や設備資金を対象とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。また、一定の要件に該当する事業者などは、特別利子補給制度により実質的に無利子に 経済変動対策貸付資金利子補給制度<静岡県・森町> 【支援内容】経済変動対策貸付資金を貸し付けた金融機関に対し、利子補給金を交付 融資限度額 8,000万円 【利子補給率】県 0.67% 10年以内(設備資金は3年以内、運転資金は2年以内) 町 0.67% 3年以内(県の利子補給に対し、町が上乗せで利子補給を実施) 衛生環境激変対策特別貸付 【対象】最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少する旅館業・飲食店営業及び喫茶店営業を営む事業主 【支援内容】融資限度額別枠 1,000万円。(旅館業は別枠 3,000万円)	日本政策金融公庫浜松支店 国民生活事業 TEL 053-454-2341 中小企業事業 TEL 053-453-1611 商工中金浜松支店 TEL 053-454-1521 ・静岡銀行 ・清水銀行 ・スルガ銀行 ・愛知銀行 ・浜松いわた信用金庫 ・島田掛川信用金庫 他取扱金融機関 日本政策金融公庫浜松支店 国民生活事業 TEL 053-454-2341

相談窓口
(経営相談・資金繰り等)

中小企業 金融相談窓口 TEL 0570-783-183
 森町商工会 TEL 0538-85-3126
 静岡県経営支援課 TEL 054-221-2806
 静岡県よろず支援拠点 TEL 054-253-5117
 静岡県信用保証協会 TEL 053-458-1212

このほかにも支援制度があります。
 経済産業省からの情報もご確認ください。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>